

食品製造業者の皆様へ

廃棄食品の不正流通防止対策の実施のお願い

平成 28 年 1 月に食品製造業者が産業廃棄物処理業者へ処理を委託した廃棄食品が不正に流通するといった事案が発生しました。

当該事案は、産業廃棄物処理業者が処理委託を受けた産業廃棄物を適正に処理することなく放置や不正に流通させ、さらに、排出事業者には産業廃棄物管理票（マニフェスト）に処理が終了したと虚偽の内容を記載し、報告していたというものです。

県では、今後、このような事案が二度と発生しないよう、食品関係事業者の皆様方に別添の不正流通防止対策の実施をいただくようお願いしています。

<不正流通防止対策の概要>

1 マニフェスト対策

産業廃棄物の処理を委託する場合に発行する管理票（マニフェスト）の備考欄に製造ロット番号や廃棄物を特定できる情報を記載する対策

[対策の意義]

○抑止効果

マニフェストの備考欄に、排出事業者が廃棄物を適正に管理していることがわかる何らかの記載があれば、廃棄物の排出事業者や処理業者等の特定が可能となり、万一、悪意を持った処理業者がいても、その記載を見て「転売すれば特定される」と考え、不正転売の抑止につながります。

○廃棄物の処理状況の確認に有効

ロット番号の記載されたマニフェストや排出時に撮影した写真があれば、廃棄物処理業者における廃棄物の処理状況を確認する際に、自社の廃棄物が適正に処理されていることを確認するために活用することができます。

2 荷姿対策

廃棄食品の処理を委託する前に、製品の包装を破るなど、委託する廃棄物をそのままでは転売ができない状態にする対策

[対策の意義]

廃棄食品について、「包装を破る」「マーカールをすする」「潰す」ことによって、不正に市場流通されることを直接的に防止できます。

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理の責任が排出事業者にあることを規定しています。自社の廃棄物について不適正な処理や転売が行われないように、自己防衛の観点からも積極的に不正流通防止対策を実施しましょう。